

(案)

生物多様性ふなばし戦略の改定について（答申）

令和3年8月24日付、船環政第639号により当審議会に諮問された生物多様性ふなばし戦略の改定について、当審議会で審議した結果、「諮問内容は妥当である」との結論を得たので答申する。

なお、次の点について留意されるよう要望する。

記

1. 生物多様性の保全及び持続可能な利用を進めていくためには、市民・事業者等の取組が重要になることから、市民・事業者等の生物多様性に対する意識向上を図るため、より一層の周知・啓発に努めること。
周知・啓発については、「わかりやすさ」に重点を置き、幅広い年齢層において展開すると同時に、特に次世代を担う若い世代が重要となってくると考えられるので、学校教育との連携に努めること。
2. 自然環境調査や市民参加型モニタリング等の実施により、船橋市の生物多様性の現状の把握に努めること。また、把握・評価した結果に基づき、必要な見直しを適切な時期に実施し、計画の柔軟な運用に努めること。
3. 生物多様性だけでなく、地球温暖化などの関連する他の環境分野の課題、さらには社会・経済課題の解決も視野に入れて、庁内の部署間で連携した取組の推進に努めること。